生活環境の感染症対策

基本原則

避難所内では、手洗いやマスクの着用を徹底し、大声で会話を控えるなど３密を回避する。また、トイレや洗面所等の人の密集が予想される共有スペースでは、人と人との間隔を開けるため、約２メートル間隔の表示等を床面等に掲示する。

**１　避難所での注意事項（保健・衛生班）※本編Ｐ23**

　（１）避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や寝具などの整理整頓が行われるよう、衛生管理に努める。

（２）避難所は定期的に換気を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。

（３）定期的にトイレの換気が必要であり、掃除や消毒もこまめに行います。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても１日３回以上の複数回の掃除・消毒が望ましいです。

**２　手洗いの徹底（保健・衛生班）**

（１）衛生環境の維持

　　　ア　手指消毒用のアルコール消毒液を、次の場所などに設置する。

　　　　・受付場所

　　　　・各部屋またはゾーンの出入り口

　　　　・物資配給場所

　　　イ　ハンドソープを次の場所に設置する。

・トイレの出入り口

・洗面所

**３　換気時間の目安（施設管理班）**

　（１）避難所内では密閉を避け、常時、窓などを開け外気を取り入れるようにする。

　（２）寒さで常時窓の開放が困難な場合でも、１時間に10分程度の換気を行う。

　（３）夏季や冬季で窓を閉めてエアコンを使用する場合でも、１時間に10分程度、窓を開けて換気を行う。また、エアコンは外気を取り入れる設定にする。

　（４）台風などの風水害時は、風雨の影響が少ない窓を探して開けるなど、できる限り外気を取り入れるよう努める。

　（５）窓が１つしかない場合は、扇風機等を活用して、室内の空気を循環させる。

＜消毒液参考表＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 次亜塩素酸ナトリウム | アルコール | 界面活性剤 |
| 商品名 | ピューラックス、ジアノックス、ミルトン、ハイター、ブリーチ　等 | 【①アルコール】エタノール、消毒用エタノール、アルペット　等【②アルコール手指消毒】ウェルパス、ヒビスコール　等 | マイペット、キッチンマジックリン消臭プラス、レンジまわりのルック、除菌ジョイコンパクト（除菌、緑茶の香り、スパーキングレモンの香り） |
| 濃度 | ・塩素濃度６％の薬液が一般的に市販されており、通常60倍～300倍に希釈（0.05％）使用。・汚れを良く落とした後、薬液に10分浸し、水洗いする。 | ・原液（70％～80％）で使用。・希釈しない（薄めない）。 | ・希釈する（0.05～0.2%に希釈）。・汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取り、５分経ったら水拭きをする。 |
| 適応対策 | ・環境に使用便器・ドアノブ・遊具・衣類・嘔吐物や下痢便が付着した場所　等 | ①環境に使用。遊具・便器・トイレのドアノブ　等②手指のみに使用。 | ・環境に使用。ドアノブ・窓の取手・照明のスイッチ・テーブル・椅子・電話機・床・壁　等 |
| 留意点 | ・有機物汚染状態では、無効（吐物、汚物を取り除いてから消毒をする。消毒液を入れたバケツに汚れた雑巾を入れた場合は、消毒液を交換する必要がある。）・漂白作用がある。・強アルカリ性のため人体への刺激が強く、家事用手袋等の着用が必要である。 | 【①②共通】・ゴム製品・合成樹脂等は変質するので長時間浸さない。・引火性がある。・ノロウイルスに効果なし。【②】・手荒れに注意。・粘膜には使用しない・ノロウイルスに効果なし。 | ・手指や皮膚には使用しない。・スプレーボトルでの直接噴射せず、布などにスプレーし拭き取る・作りおきはしないで使い切る。・対象がプラスチックの場合は、すぐに拭き取る。・塗装された表面、布、木、壁を痛めたり染みになったりするので避ける。 |
| 用途 | どちらも多くの細菌、ウイルスに有効ですが、ノロウイルスの消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用する（嘔吐、下痢等の感染症胃腸炎の場合） |

参考資料：厚生労働省新型コロナウイルス消毒・除菌方法について（特設ホームページ）から抜粋

＜具体的な消毒の場所、対象及び方法＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消毒液 | 場所 | 対象 | 方法 |
| 界面活性剤（住宅用洗剤） | 居間食事部屋 | ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、テーブル、椅子　、電話機、パソコンのキーボード　等 | ・ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて、一方方向にゆっくり動かしながら拭きます。・ペーパータオル等汚れたら新品に交換しながら作業し、自然乾燥させる。・濡れている場合には、水分を拭き取った後に消毒をする。 |
| 浴室 | 水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ　等 |
| トイレ | 流水レバー　等 |
| 共有部分 | エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、流水レバー、電話機　等 |

参考資料：厚生労働省新型コロナウイルス消毒・除菌方法について（特設ホームページ）から抜粋

**４　食事時における注意点（食料・物資班）**

　（１）原則使い捨て食器を使う。衛生面上、感染予防のため食器の使い回しはしない。

　（２）食べ物は、消毒した配膳箱や番重箱など（かごやコンテナなどのプラスチック製、新しいビニール袋など）に入れ、居住スペースや部屋ごとに所定の場所に置く。

　　　※段ボールは消毒困難で害虫も発生しやすいため使用しない。

　（３）食事の調理担当が自炊を行う場合は、手洗い・アルコール消毒、マスク着用を徹底の上、調理場が密にならないよう注意する。

　（４）飛沫感染を防ぐため、原則共用の食事スペースの設置は推奨しない（各避難者の占有スペース内での食事を推奨）。やむを得ず共有の倉庫スペースを設備する場合は、順番制での利用や座席配置を同一方向や互い違いとする。

　（５）食事をするときは、向かい合って食べるとつばが他の人の食事に飛ぶことがあるため、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座ったりして食べるようにする。

**５　ゴミの分別と注意点（保健・衛生班）**

　（１）集積所は、衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所、野生動物の侵入を防止できる場所、清掃車の出入りがしやすい場所を選定する。

　（２）感染症対策として、観察ゾーンと一般ゾーンで分別を徹底した上で排出し、集積所へ収集する。

　（３）ゴミ箱は必ず袋をかぶせて使用し、袋から溢れないようにする。

　（４）使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高い物については、散らばらないよう特に慎重に扱う。

**６　避難者の健康管理（保健・衛生班）**

（１）検温や体調確認の実施

　ア　避難者は、自らが毎日検温及び体調管理を行い、健康チェックシート

に記入するように依頼する。

　イ　発熱や体調不良が生じた場合は、保健・衛生班などの避難所運営スタ

ッフや保健師等に相談するように指導する。

　ウ　相談の結果、検査が必要な場合は、発熱等体調不良者及びその家族を

観察ゾーンへ案内することともに、帰国者・接触者相談センターに連

絡する。

（２）衛生班や保健師等の巡回

　ア　定期的な巡回等により、避難者の健康管理に努める。

**７　発熱者への対応（保健・衛生班）**

　（１）症状が悪化した場合

　　ア　発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに保健師等との連絡を取り、当該避難者へ医療機関等を案内し、必要に応じて搬送等の手配や補助を行う。

　　イ　新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、当該避難者へ帰国者・接触者相談センターを案内し、必要に応じて搬送等の手配や補助を行う。

　（２）感染症の検査を受ける場合

　　　避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う。（結果が出るまでに時間を要する等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する）

**８　避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合**

　検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は、保健師等や保健所の指導のもと、当該避難者の居住スペース消毒等の必要な処置を行う。

**静岡県帰国者・接触者相談センター**

　☆月～金曜日（祝日除く）昼間の電話番号と受付時間

|  |  |
| --- | --- |
| 電話番号 | 050-5371-0561または、050-5371-0562 |
| ＦＡＸ | 054-281-7702 |
| 受付時間 | 月～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分まで |

　☆土、日、祝日を含む上記以外の時間の電話番号と受付時間

|  |  |
| --- | --- |
| 電話番号 | 050-5371-0561 |
| ＦＡＸ | 054-281-7702 |
| 受付時間 | 土、日、祝日を含む上記以外の時間 |